

横浜市契約後V E方式実施要綱

制 定 平成 14 年 9 月 3 日 企技第 50 号（助役決裁）
最近改正 令和 8 年 3 月 31 日 財公第 492 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市が発注する工事及び製造（物品の製造を除く。）の請負（以下「工事」という。）について、民間の技術開発を積極的に活用することにより工事のコスト縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更に関する提案（以下「V E 提案」という。）を受け付ける契約後 V E 方式を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事担当局 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、資源循環局、都市整備局、みどり環境局、下水道河川局、建築局、道路・交通政策局、港湾局及び区役所をいう。
- (2) 工事担当局長 工事担当局長をいう。

（対象工事）

第 3 条 対象とする工事は、発注予定工事の中から民間の技術開発の進展の著しい工事又は施工方法等に関して固有の技術を有する工事で、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待される工事のうち、工事担当局長が必要と認めたものとする。

（提案を求める範囲）

第 4 条 V E 提案を求める範囲は、設計図書において定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則として V E 提案の範囲に含めないものとする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- (2) 工事請負契約約款第 19 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
- (3) 入札時に競争入札参加資格要件として定めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

（提案の提出期間等）

第 5 条 V E 提案の提出を受け付ける期間は、原則として、契約の締結日から当該提案に係る部

分の施工に着手する 35 日前までとし、それ以前に 15 日間以上の提案準備期間が確保されるよう工期設定において配慮するものとする。

(提案の審査・採否等)

第 6 条 VE 提案の審査及び評価を行うために、VE 審査委員会を原則として工事担当局ごとに設けるものとする。

2 VE 審査委員会は、必要に応じアドバイザー、学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。

3 VE 審査委員会は、提出された VE 提案が、施工の確実性及び安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であるかについて審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、採否の判断が明らかである VE 提案については、VE 審査委員会での審査を行わずに、当該工事の監督員が VE 提案の採否を決定することができる。

(提案の採否の通知)

第 7 条 VE 提案の採否については、原則として、VE 提案の受領後 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、請負人の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2 前項の通知のうち、VE 提案を採用しなかったものについては、その理由を付すものとする。

(VE 提案を採用した場合の設計変更等)

第 8 条 VE 提案を採用した場合において、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

2 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。

3 VE 提案を採用した後、工事請負契約約款第 19 条の条件変更が生じた場合、VE 管理費については、原則として、変更しないものとする。

(提案の評価)

第 9 条 VE 提案及び当該提案に基づく工事施工状況、目的物の品質等については、別に定める評価要領に基づき、評価を行うものとする。

(提案内容の活用と保護)

第 10 条 評価の結果、当該 VE 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、提案者の承諾を得て、他の工事においても活用を図るものとする。この場合においては、工業所有権等の排他的権利を有する提案について、当該権利の保護に留意するものとする。

(責任の所在)

第 11 条 発注者が VE 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない旨を特記仕様書等に記載するものとする。

(特記仕様書に明示する事項)

第 12 条 VE 提案を求める場合において、特記仕様書に次の事項を加える。

- (1) 契約後 VE 方式の対象工事であること
- (2) 第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条及び前条に関すること
- (3) VE 提案を提出する際の様式

附 則

この要綱は、平成 14 年 9 月 3 日より施行し、平成 14 年 9 月 3 日以降に発注予定の工事について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に横浜市契約後 VE 方式試行要綱に基づく契約後 VE 試行対象工事として契約されている工事については、第 6 条第 4 項の規定を適用しない。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。